

【主な改正内容②】

入力値が 5.8kW の IH 調理器が主流となってきたため、最大入力値が 5.8kW 以下の IH 調理器の離隔距離が従前から火災予防条例で規定されている 4.8kW 以下の IH 調理器の離隔距離と同じ距離になりました。

(ただし、こんろ部分の全部が IH 調理器の場合に限ります。)



(例) IH 調理器 (グリル複合品)

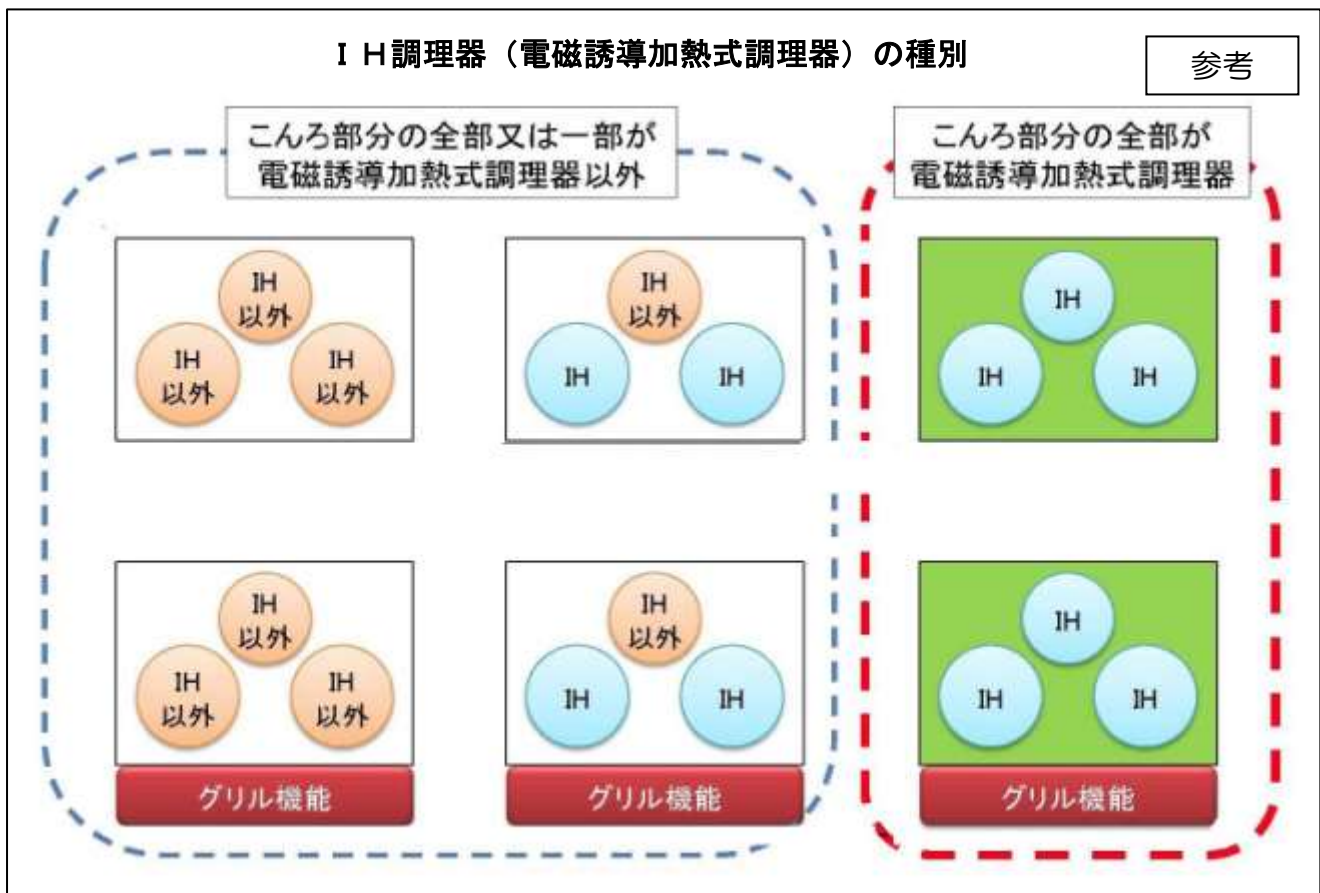
※対象火気設備等技術検討部会報告書

(H27.3) より引用

5.8kW 以下の IH 調理器の離隔距離 (こんろの全てが IH 調理器のとき)

周囲の仕上げ	上方	側方		前方	後方	
不燃	80cm	0cm	※ 0cm	—	0cm	※ 0cm
不燃以外	100cm	2cm	※ 10cm	2cm	2cm	※ 10cm

※本体の上方の側方または後方の離隔距離 (発熱体の外周からの距離)



※「火災予防条例 (例) の一部改正に係る参考資料について(H27.11.16 事務連絡)」より加工して引用